

令和7年度保護林モニタリング調査等及び保護林管理委員会運営事業

仕様書（一般競争入札：総合評価落札方式）

1 業務の目的

国有林では、原生的な天然林や希少な動植物の生息・生育地等を対象に保護林を設定している。近年、生物多様性の保全等森林に対する国民の期待や要請が多様化する中、シカによる被害の拡大や松くい虫等の病虫害の発生が一層深刻さを増していることなどから、保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進することが重要になっている。

このことから、国有林野事業では保護林のモニタリング調査等を実施しているところである。

本事業では、モニタリング調査により保護林の現状を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するとともに、今後の管理方針について検討を行い、適切な保全・管理に当たっての課題及び対応策を明らかにすることを目的とする。

事業の実施に当たっては、有識者等の意見を聴取するために設けられている「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1に基づく保護林管理委員会へ報告するとともに、委員会を運営する。

2 事業の内容

（1）保護林モニタリング調査の実施

別紙1に示す対象保護林についてモニタリング調査を行い、過去及び今回の調査結果を基に現状の分析を行い評価する。また、適切な管理に必要な措置の検討及び今後の管理方針について提言を行う。

なお、この提言を行う際に、今回実施の森林詳細調査のプロット位置に関し一部変更（移動）が適切と判断するものがある場合には、変更（移動）が必要なプロット名及び理由並びに変更（移動）予定のプロット設定位置に関する情報について検討し提案を行うものとする。変更（移動）予定のプロット設定位置の本事業受託後の検討に当たっては、必要に応じて有識者を交え現地を確認して行うものとし、有識者の旅費・謝金等に係る費用は受託者が負担するものとする。

また、別紙1の各保護林に係る調査に関し『選択』とされているものについては、シカ被害状況や病虫害発生状況等を踏まえ、原則、実施するものとしている。ただし、他に代替できる合理的な調査方法がある場合には、その手法について企画提案を行うものとする。

なお、別紙1の各保護林に係る調査に関し『必須』又は『選択』の印がない調査項目において、調査すべき項目がある場合には、該当する保護林名、調査すべき項目名及びその理由について企画提案を行うものとする。

記載のない事項については、九州森林管理局長が任命する本業務監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示に従うものとする（疑義のある場合を除く）。

また、本事業の調査等の実施に当たっては、方法、手順、分析、取りまとめ等について、有識者からの助言を受け実施するものとする。

（２）保護林管理委員会への報告

受託者は、九州森林管理局長が設置している「保護林管理委員会」において、調査結果を報告するとともに、（１）の懸念事項や実施に必要な措置及び今後の管理方針について助言を得る。

（３）保護林管理委員会の運営

保護林の設定、管理、モニタリング等の実施、その他保護林に関連する生物多様性の保全に係る検討のために設けられ、必要な事項を検討するために開催される保護林管理委員会の運営を行う。

３ 事業の実施方法

（１）事業実施計画等の作成

受託者は事業の実施に当たって、監督職員に事業実施計画書及び工程表を契約締結後 10 日以内に提出する。

事業実施計画書については、本事業に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案し、実施体制、人員配置、現地調査結果の解析手法を記載する。

工程表については、調査対象保護林ごとの調査時期を記載する。

なお、調査期間内（原則として落葉期までに現地調査を完了）に効率的かつ正確に調査することが可能な実施体制を確保するものとする。

（２）保護林モニタリング調査

ア 調査の実施

調査対象保護林において、「保護林モニタリング調査マニュアル（平成 29 年 3 月版）」（以下、「マニュアル」という。）に準拠した調査を実施することとする。ただし、企画提案において、より効率的・効果的な調査方法が提案され、採用された場合はこの限りではない。調査項目については、別紙 5 に示す調査計画（以下、「調査計画」という）に定められた項目並びに企画提案し採用された項目について調査する。また、以下の（ア）～（ク）に留意すること

（ア） 森林詳細調査及び鳥獣害に関する概況調査の実施に当たっては、これらの調査プロットのみではなく、そこに至るアプローチルート途上における保護対象種等の概況把握*を行う。

（イ） 森林詳細調査及び動物調査の実施については、現地の状況等に応じた調査項目、方法等を企画提案し、採用された内容に従って調査を実施することとし、把握した情報を取りまとめて速やかに報告するものとする。

なお、哺乳類等の動物調査で自動撮影カメラによる撮影を行う際は、撮影箇所数については前回調査を参考に保護林全体での生息状況が分かる箇所数とする。また、一箇所あたり 3 台以上自動撮影カメラを設置すること。

- (ウ) 森林詳細調査及び鳥獣害に関する概況調査の実施の前に、これらの調査に係る調査プロット及びそこに至るアプローチルートについて現地確認を行う場合には、アプローチルート、森林の状況及び鳥獣害による被害状況の把握をすることとし、把握した情報を取りまとめて速やかに報告するものとする。
- (エ) 全プロットが森林生態系多様性基礎調査により調査されている保護林については現地で概況把握*を行うものとする（別紙 1 参照）。
- (オ) 前回調査時には調査対象範囲が長方形で設定されていたプロットについては、保護林モニタリングマニュアルに基づき、円形プロットを設定して調査するものとする。
- (カ) 立木調査の結果、調査対象木 18cm 以上の立木の表示については、別途貸与するアルミ製のナンバープレートにステンレス線を取りつけ、対象木の胸高（地上から約 1.2m）に固定する。
- (キ) 災害等により森林詳細調査等の継続的な実施が不可能又は変更が不可欠と見込まれる場合には、監督職員と協議して、必要に応じて新たな調査プロットを追加し、データの補完を図ることも検討する。
- (ク) 具体的な調査手法、取りまとめについては、マニュアルに準拠するとともに企画提案し採用された内容に従って行うが、契約締結後に調査項目及び調査手法や分析などを変更しなければならない事情が生じた場合には、事前に監督職員と協議する。

※概況把握：保護対象種を含む植生全体の衰退・消失状況、高木種の更新状況などの状況、植生におけるシカの不着好・着好種にかかる種組成のほか、希少種等の生育状況の把握。

イ 無人航空機（UAV）による保護林の概況把握

調査対象保護林において、無人航空機（UAV）を活用して概況把握に必要な画像を撮影し、把握した概況について取りまとめを行い、樹木、植相、ギャップ発生等の概況内容とともに監督職員へ報告するものとする。

また、以下の(ア)～(ウ)に留意すること。

- (ア) 調査プロット周辺だけでなく、保護林の概況把握ができる画像を撮影すること。
- (イ) 撮影した画像から考察される内容を概況把握に含めること。
- (ウ) 撮影地点（飛行開始箇所、飛行方向及び撮影箇所）を記録し報告すること。

ウ 植生保護柵の軌跡記録、保守点検・修理及び植生保護柵内外の植生調査

(ア) 植生保護柵の軌跡記録、保守点検・修理

別紙 1 に記載の植生保護柵が設置されている保護林を対象に、植生保護柵の位置・形状について GPS で軌跡計測し、GPS データをとりまとめ、柵の位置を

記載した図面を作成し、監督職員に提出する。なお、別紙 1 に記載の無い植生保護柵があった場合にも、その植生保護柵の位置・形状について GPS で軌跡計測し、GPS データをとりまとめ、柵の位置を記載した図面を作成し、監督職員に提出すること。

また、植生保護柵の位置・形状について GPS での軌跡計測にあわせて、柵の状態について保守点検を行い、簡易な補修により柵機能の回復が可能な場合には修理を行うものとする。その修理箇所については、修理前の状況及び修理内容について監督職員に状況写真とともに速やかに報告するものとする。補修用資材については監督職員から提供する。

なお、対応が不可能な規模の修理を伴うものについては、速やかに、破損状況及び修理に必要な資材の概算等について監督職員に状況写真とともに速やかに報告するものとする。

(イ) 植生保護柵内外の植生調査

植生の保護・再生状況等を把握するため、監督職員と協議のうえ、別紙 1 に示す植生保護柵の設置数等及び別紙 4 に示す既設の植生保護柵の位置を踏まえて、別紙 1 に記載する箇所数を選定し、植生保護柵内外の植生調査を実施する。なお、調査対象とする植生保護柵の選定にあたっては、監督職員と協議するものとする。

エ 過去の調査結果と本調査結果との比較

過去の調査結果及び上記アによる本調査の結果を基に、以下の(ア)～(オ)の分析を行う。

(ア) 立木数、低木層・草本層の植被率、シカ被害レベルの経年的変化

(イ) 低木層・草本層における種数、優占種および植物種の経年的変化

初年度の調査（森林基礎調査又は森林基礎調査を実施していない場合については初年度保護林モニタリング調査）で生育確認していたものが、本調査では消失した種及び 1 度消失したが本調査で再確認された種についても整理する。

(ウ) シカの不嗜好・嗜好種別における出現状況の経年的変化

(エ) 植生保護柵内外の種構成と植被率の経年的変化

(オ) その他、監督職員が指示する項目

オ 保護林の評価及び必要措置の検討

上記ア～エを基に、調査対象保護林の現状に関する健全性や将来見通しなどに係る分析方法等を企画提案し、採用された手法等により分析・評価を行う。これらの評価を踏まえて、保護林の適切な管理に必要な措置や今後の管理方針について検討を行う。

また監督職員から指示された保護林については、今後調査を変更または中止するプロットを提案する。

(3) 保護林管理委員会での調査報告及び提言

保護林管理委員会に際して、以下の(ア)～(ウ)に関して保護林管理委員会の意見を聴くため、必要な資料を用意し保護林モニタリング調査の報告を実施する。

(ア) 調査計画に基づき実施した調査結果

(イ) 調査結果を踏まえた保護林の適切な管理に必要な措置及び今後の管理方針の検討案

(ウ) その他、監督職員が指示する事項

(4) 保護林管理委員会の運営

仕様書別紙6「九州森林管理局保護林管理委員会運営要領」に基づき、九州森林管理局保護林管理委員会を運営する。なお、令和7年度は2回の開催（時期は未定。うち1回は現地確認を伴う。）を予定し、運営に当っては以下の事項に留意する。

ア 受託者は、委員会の開催に必要な日程調整、会場の借上げ・設営、資料準備等の事務作業を行う。

イ 委員会の運営に係る費用及び委員等の旅費・謝金等に係る費用は受託者が負担するものとする。

ウ 委員会の実施に当って、受託者は事前に監督職員と打合せを行うものとする。

エ 令和6年度及び7年度の委員の情報については表1のとおり。

オ 委員会の開催場所は九州森林管理局内を基本とする。

カ 受託者は委員の宿泊先の手配、旅費・謝金の支払い等を行う。

※「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」（平成28年3月31日付け通知）27林整計第367号）

キ 委員会資料の作成

監督職員の指示のもと、委員会資料の作成及び取りまとめを行う。紙媒体資料については、九州森林管理局が作成する資料と合わせて、監督職員が指定した日までに、各委員に届くよう送付することとする。

ク 委員会記録等の取りまとめ

(ア) 委員会記録として、委員会の終了後に、写真及び議事録を速やかに監督職員に提出する。

(イ) 委員会等に付議する資料、写真及び議事録を整理した「令和7年度九州森林管理局保護林管理委員会会議録」を監督職員及び各委員の確認を経たうえで提出する。

なお、委員会の運営について、企画提案された手法があり、採用された場合には、その手法により委員会を運営し、速やかな議事録の作成を行うものとする。

ケ その他留意事項

必要に応じて、各委員会等の議事に関係のある事業の受託者及び各委員との連絡・調整を行う。

表1 九州森林管理局保護林管理委員会 委員情報

招聘する委員		所在地
A 委員	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所	熊本県熊本市
B 委員	九州大学農学部 准教授	宮崎県東臼杵郡椎葉村
C 委員	林業事業体 取締役	佐賀県神埼市
D 委員	鹿児島大学 国際島嶼教育研究センター 特任教授	鹿児島県鹿児島市
E 委員	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 九州育種場	熊本県山鹿市
F 委員	宮崎大学 農学部 教授	宮崎県宮崎市
G 委員	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所	熊本県熊本市
H 委員	公益財団法人 日本自然保護協会 参与	東京都世田谷区

(5) その他

本事業の実施に当たっては、監督職員の指示に従うものとする。また、受託者は、毎月の事業進捗状況を監督職員に報告するものとする。

4 貸与する資料等

本事業の実施に際し、下記資料を必要に応じ貸与するので、事業終了時に返還すること。なお、電子媒体によって貸与したものについては、本事業の検査終了後、パソコン等の記憶媒体から全て消去すること。

(1) 森林・立地等関係図面

管内図、施業実施計画図、基本図

(2) 地理情報システムデータ

国有林GISデータ及び衛星写真画像

(3) 保護林関係資料

保護林管理方針書、保護林設定時の報告書等資料

(4) 既存モニタリング調査報告書

過年度の保護林モニタリング調査報告書

過年度の森林生態系多様性基礎調査報告書

過年度の野生鳥獣の生息状況等調査事業報告書

5 成果物の提出

受託者は、事業内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 16 日

(2) 提出先

九州森林管理局 計画課

(3) 成果物

- ア 保護林モニタリング調査報告書（冊子体）10 部（A 4 版）
業務目的、調査内容、調査結果、分析結果、基礎調査データ、現地調査データ、写真等について、公表を前提として取りまとめる。
- イ 保護林モニタリング調査報告書 資料編（チューブファイル等に編纂した簡易印刷可）1 部（A 4 版）
- ウ 令和 7 年度九州森林管理局保護林管理委員会会議録（冊子体）1 部（A 4 版）
委員会に付議する資料、写真及び議事録を取りまとめる。
- エ ア～ウの電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）1 部

(4) 成果物の作成等に係る留意事項

- ア 成果物に絶滅危惧種等の詳細な位置情報を表記する必要がある場合については、事前に監督職員と協議すること。その場合、提出する報告書の電子ファイルについては、位置情報記載のものと公開用に位置情報が記載されていないものの 2 種類を作成すること。
- イ 製本は無線綴じとすること。
- ウ 調査の実施及び成果物等の作成に当たっては、令和 5 年 12 月閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

(5) 電子データの仕様

- ア Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下を基本とする。
 - (ア) 文書：Microsoft Word（Word2016 形式以降）
 - (イ) 表計算：Microsoft Excel（Excel2016 形式以降）
 - (ウ) 画像：位置情報を付加した J P E G 型式
- ウ 成果物データについては、元のファイル形式に加え P D F 型式も作成し、併せて提出すること。
- エ 以上の成果物の格納媒体のディスクについては、事業名称等を格納ケース及びディスク上に必ず付記すること。

オ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講じること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、九州森林管理局に帰属するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 環境負荷低減への取組

受託者（受注者/請負者）は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

8 アフリカ豚熱対策

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報するとともに、九州森林管理局へ連絡すること。

アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性がある。

9 その他

- (1) 本事業の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続を行うものとする。
- (2) 受託者は、別添「委託業務における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出すること。そして、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の提出の際は、別表として人件費明細書を作成し、併せて提出すること。また、直接作業時間を確認することができる書類等を整備すること。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載の無い事由が生じたときについては、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。なお、本仕様書により難しい事由には、現地

調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。

- (4) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本事業の実施により得られたデータ及び成果物等を公開あるいは他の業務に利用してはならない。

別紙 1 保護林モニタリング調査対象保護林一覧

別紙 2 保護林モニタリング調査対象保護林プロット図

別紙 3 保護林モニタリング調査対象保護林位置情報

別紙 4 植生保護柵位置図

別紙 5 保護林モニタリング調査計画概要一覧

別紙 6 九州森林管理局保護林管理委員会運営要領

令和7年度保護林モニタリング調査対象保護林一覧

◎:必須、●:選択

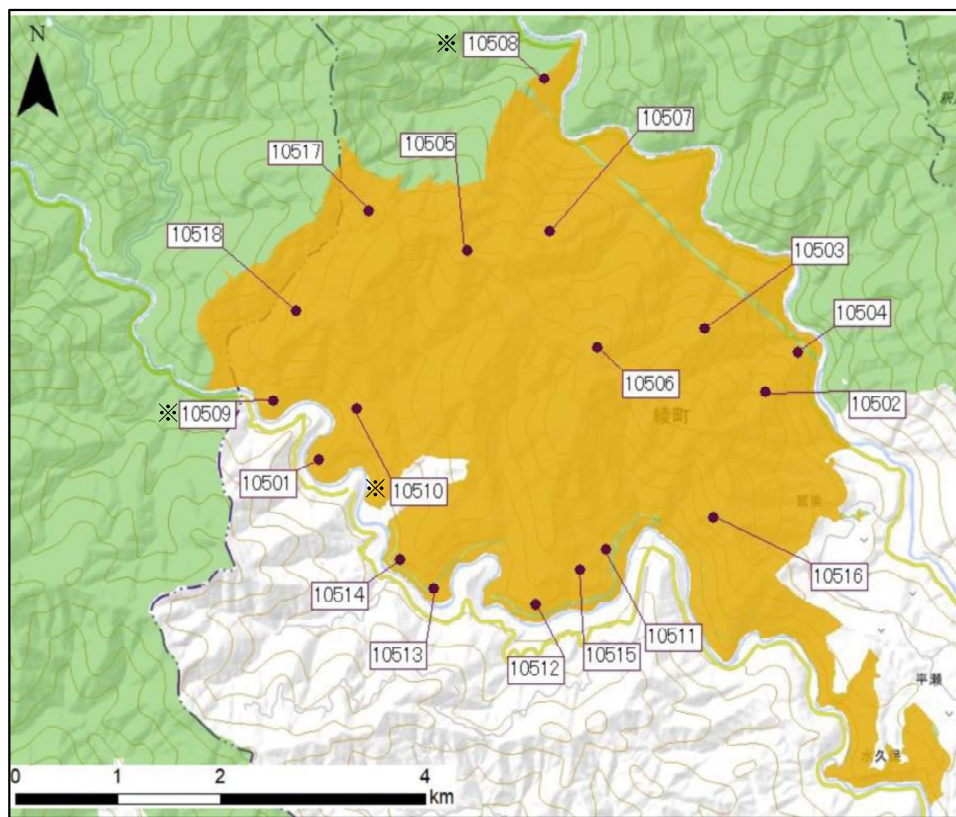
NO.	対象保護林名	森林 管理署	森林計画区	面積 (ha)	既存プロット数	本事業による 森林調査実施 プロット数				樹木の生育			下層樹生の生育			野生動物の生育・生息			災害発生状況			病虫害・鳥獣害			利用用途	管理体制	保護対象種の 生育・生息				
						令和7年度森林 生態系多様性 基礎調査プロッ ト数	樹生保護網 設置数	樹生保護網 総延長(m)	樹生保護網 調査数(点)	A	B	C	D	E	F	G	H	I-1 哺乳 類	I-2 鳥 類	I-3 そ の 他	J	K	L	M				N	O	P	Q
①	森林生態系保護 地域	宮崎	大淀川	1,167.47	18	3	4	438	2	◎		◎		◎		◎		●	●				◎		◎						
②	新井照葉樹林 生物群集保護林	宮崎 南部	広瀬川	497.40	8	0	—	—	—	◎		◎		◎		◎							●		●						
③		大隅	大隅	1,176.31	17	3	—	—	—	◎		◎		◎		◎							●								
④		福岡	遠賀川	3.21	2	0	—	—	—	—	◎		◎		◎		◎						●		●						
⑤	久木野アカガシ等選伝資源	熊本 南部	球磨川	26.71	3	3	4	200	1			◎		◎		◎							●		◎						
⑥		熊本 南部	球磨川	8.49	3	0	—	—	—	—	◎		◎		◎		◎						●		◎						
⑦		大分 西部	大分西部	70.45	3	3	1	50	1			◎		◎		◎							●		◎						
⑧	希少個体群 保護林	大分	大分中部	7.57	2	0	—	—	—			◎		◎		◎							●		◎						
⑨		大分	大分中部	11.19	2	1	—	—	—	—	◎		◎		◎		◎						●		◎						
⑩		大隅	大隅	69.11	3	0	—	—	—	—	◎		◎		◎		◎						●		◎						
⑪	河内原タブノキ等	大隅	大隅	20.62	2	0	—	—	—			◎		◎		◎							●		◎						
⑫		大隅	大隅	33.92	2	0	—	—	—	—	◎		◎		◎		◎						●		◎						
					計	65	13	9	688	4																					

※ 基本的には、選択項目についても、シカ被害状況や病虫害発生の可能性を踏まえ、実施することとする。

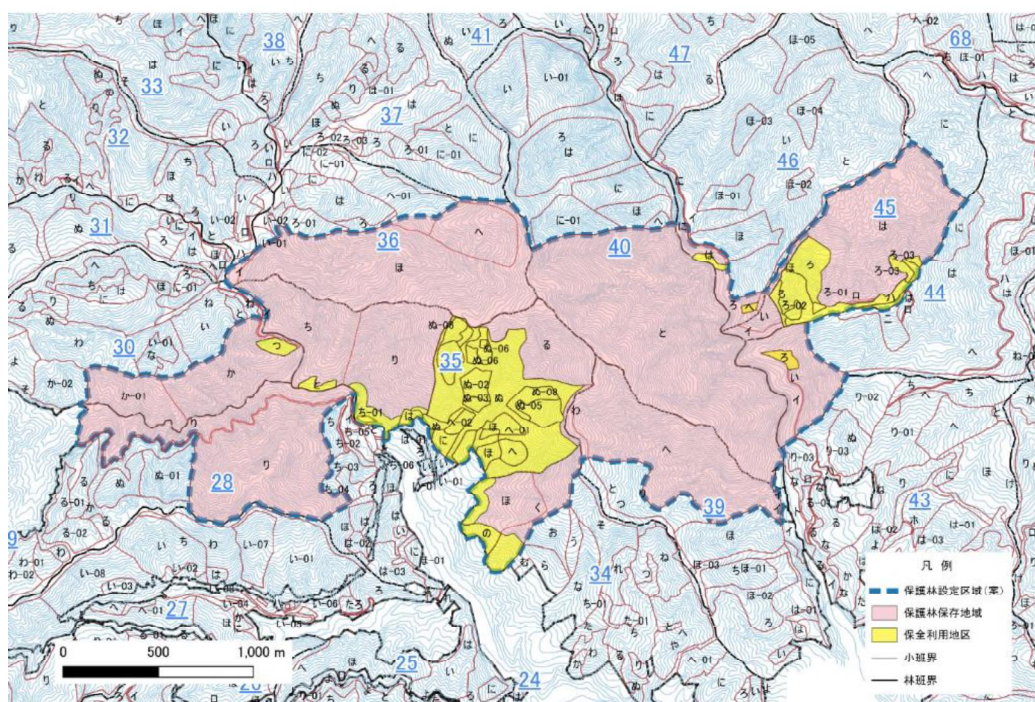
※ 樹生保護網内外の樹生調査実施箇所(別紙4参照)について、
森林生態系保護地域については、平成23年度・令和6年度に設置された樹生保護網のうち、それぞれ1箇所を対象とする。
調査対象に決定した樹生保護網については、選定した理由を調査報告書に記載する。

保護林モニタリング調査対象保護林プロット図

①綾森林生態系保護地域

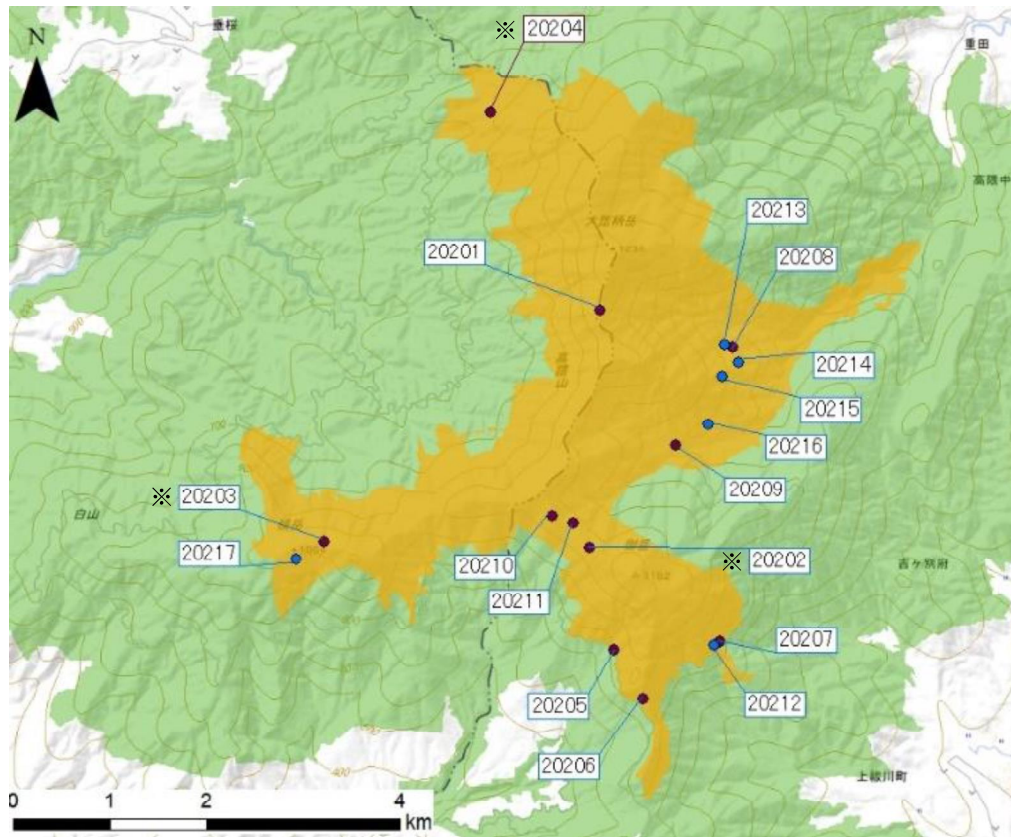


②新村照葉樹林生物群集保護林

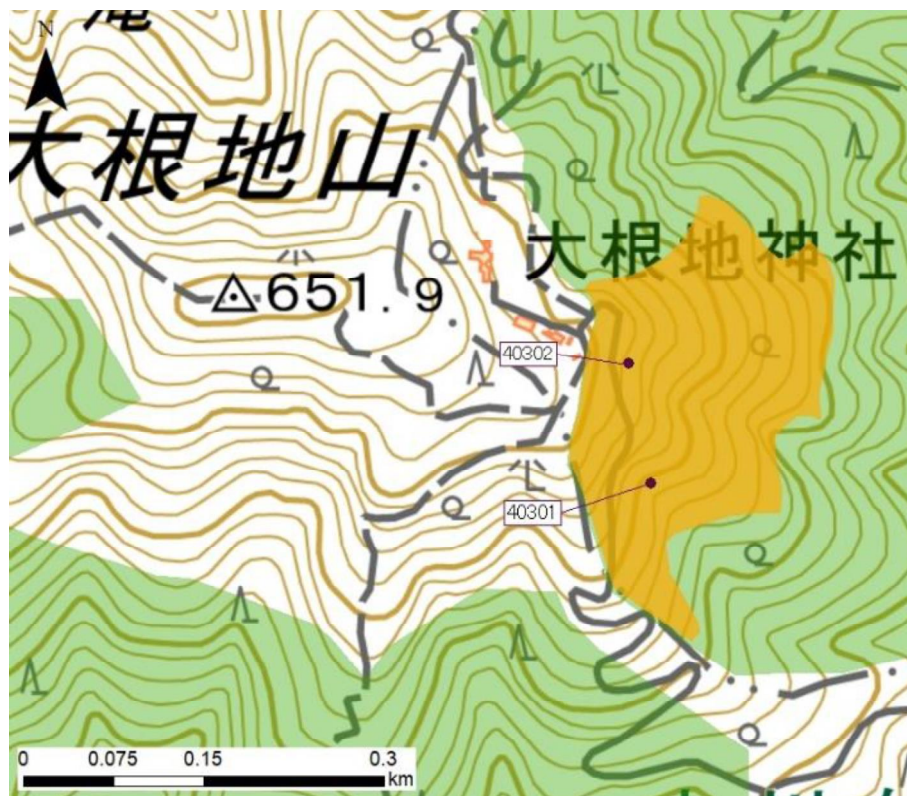


※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

③高隈山生物群集保護林保護林

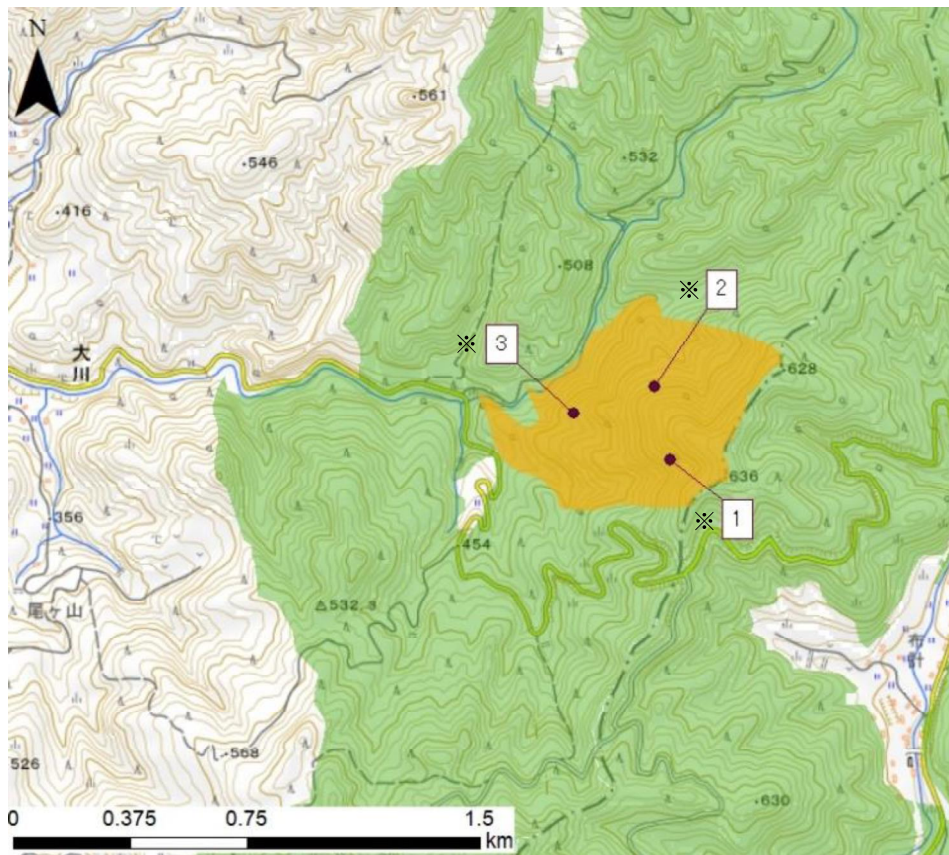


④大根地アカガシ等希少個体群保護林

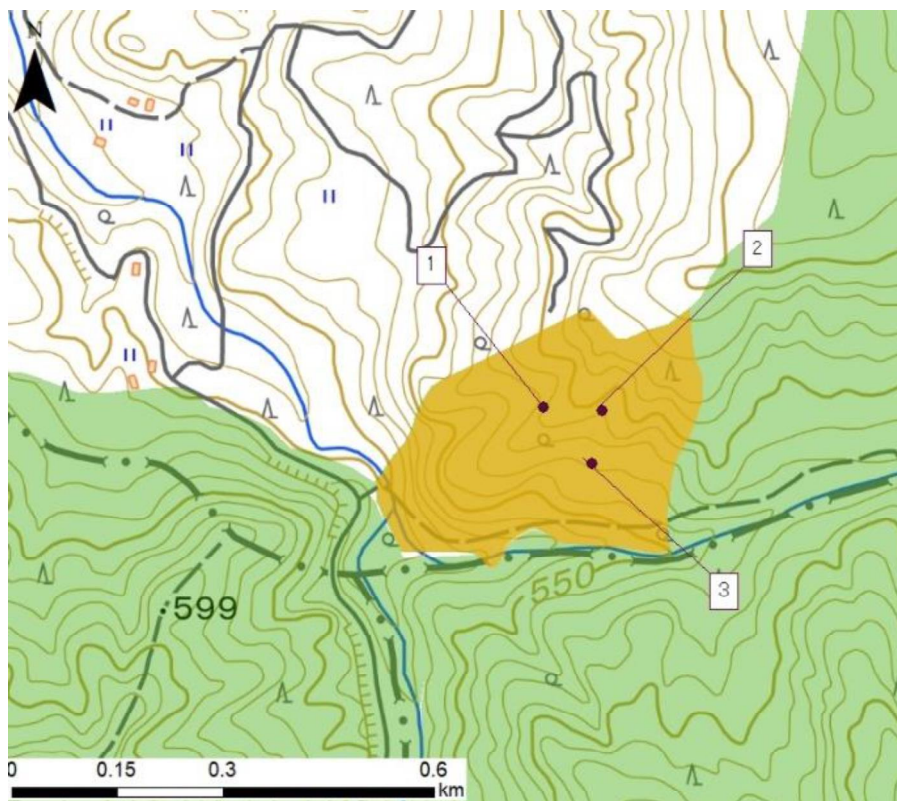


※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

⑤久木野アカガシ等遺伝資源希少個体群保護林

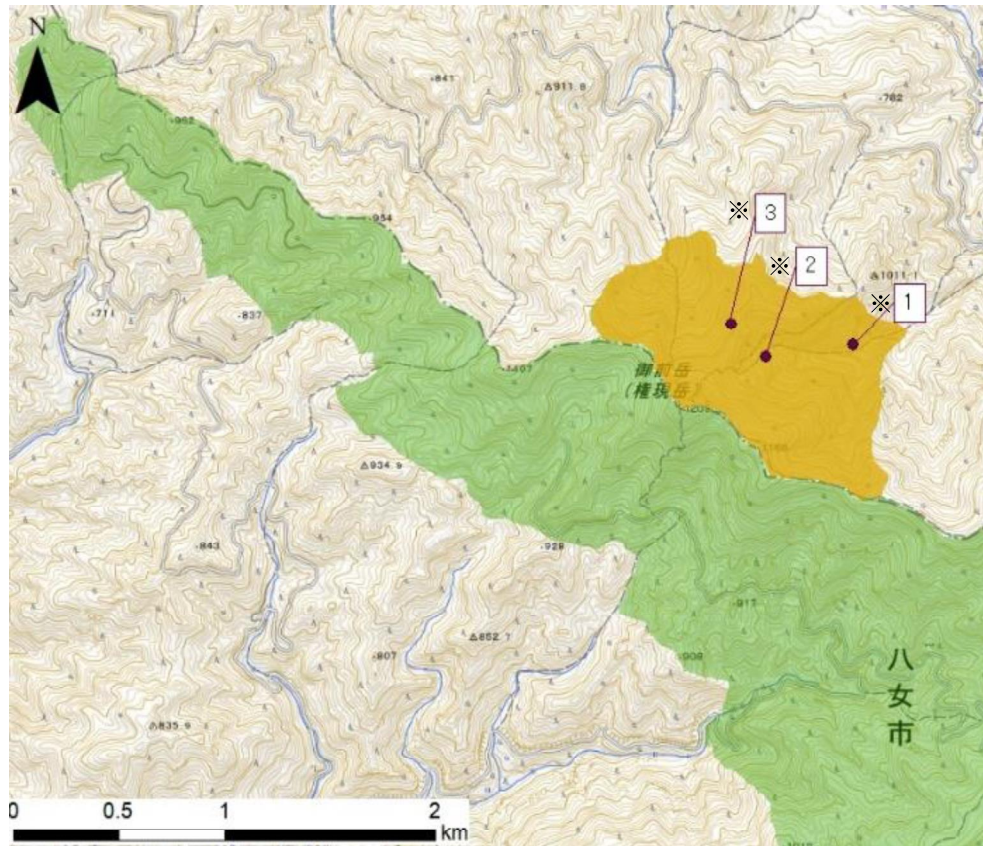


⑥大河平モミ等遺伝資源希少個体群保護林

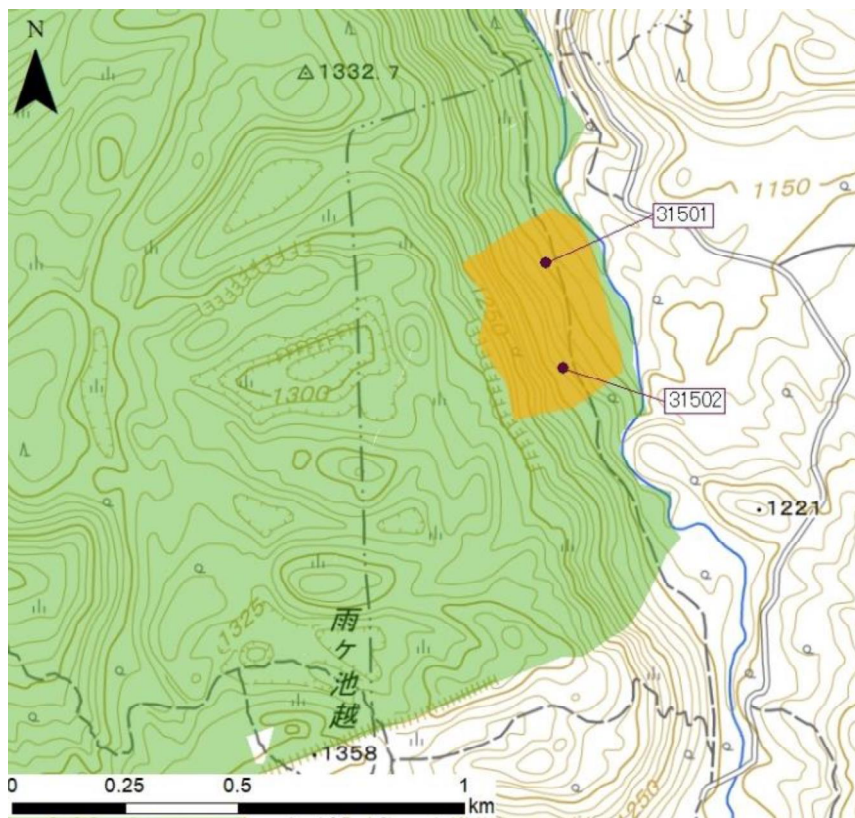


※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

⑦権現岳シオジ等遺伝資源希少個体群保護林

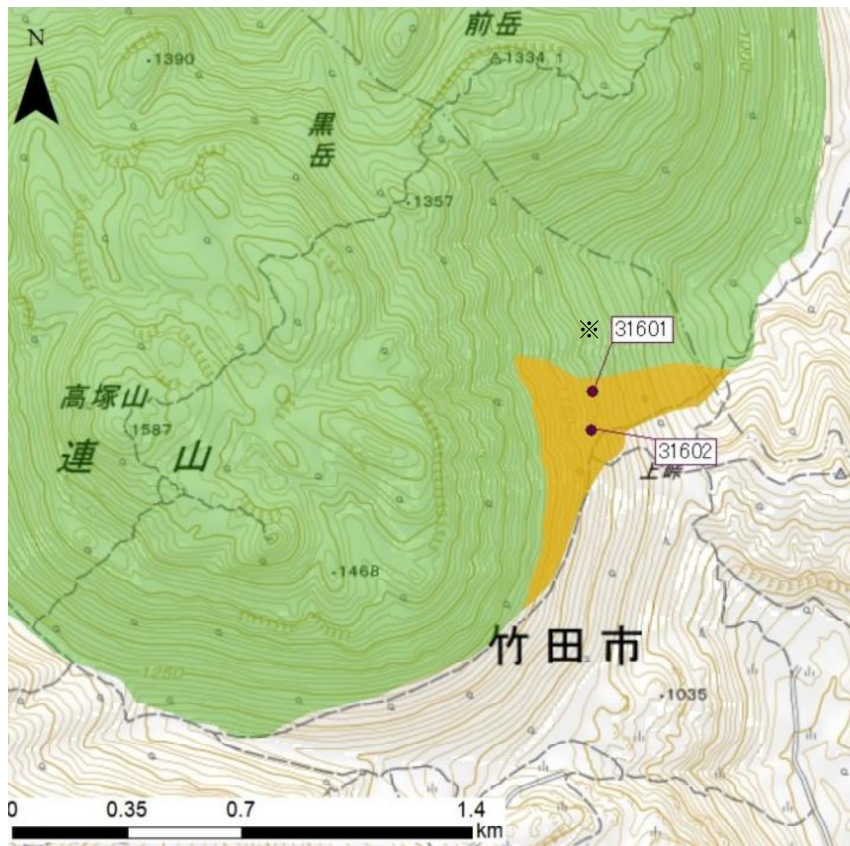


⑧坊ガヅルサワグルミ等遺伝資源希少個体群保護林

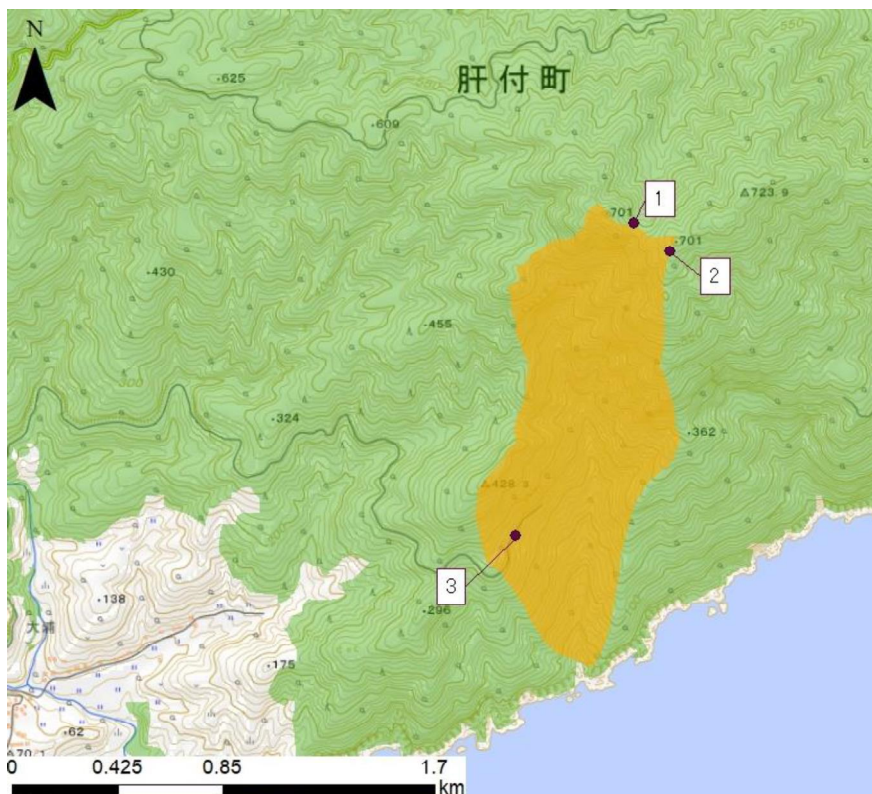


※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

⑨黒岳ミズメ等遺伝資源希少個体群保護林

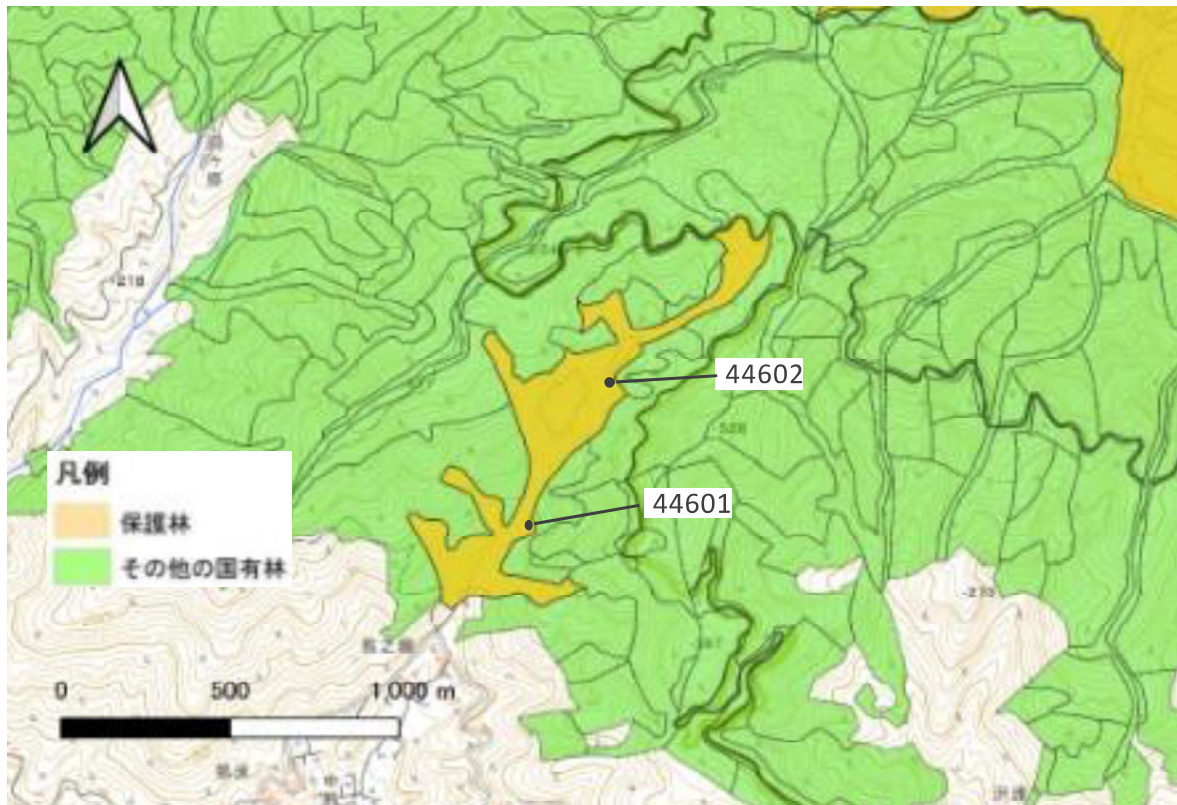


⑩山添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林

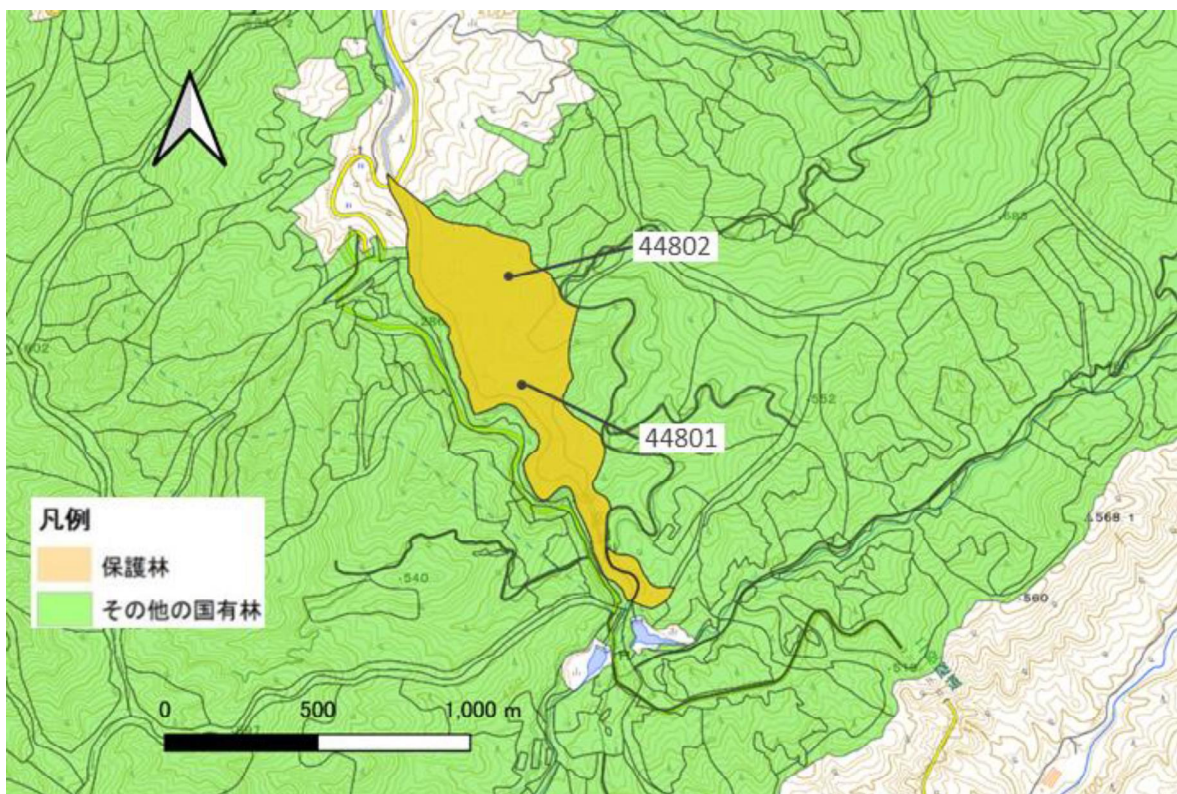


※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

⑪洞河原タブノキ等資源希少個体群保護林



⑫高野スダジイ等希少個体群保護林



保護林モニタリング調査対象保護林位置情報

	保護林名	地域	プロット No.	森林生態系 多様性 基礎調査	位置情報 取得年度	北緯			東経			北緯	東経
						(度)	(分)	(秒)	(度)	(分)	(秒)		
生物群集保護林	霧島山	白鳥山	23101 (9451517)	●	2019	31	57	39.1	130	50	9.5	31.96086	130.83596
			23102 (9451518)	●	2019	31	57	19.8	130	50	8.3	31.95550	130.83565
			23103 (9451519)	●	2019	31	57	1.5	130	50	4.2	31.95041	130.83451
		飯岳 ～ 韓国岳	23104		2019	31	57	33.4	130	51	39.0	31.95928	130.86083
			23105		2019	31	57	8.9	130	51	39.4	31.95247	130.86094
		夷守岳～ 新徳岳	23106		2019	31	56	59.1	130	51	37.8	31.94975	130.86050
			23107		2019	31	55	59.7	130	54	16.3	31.93326	130.90453
		御鉢 ～ 御池	23108		2019	31	54	19.2	130	54	26.1	31.90532	130.90725
			23109		2019	31	53	49.9	130	54	21.7	31.89720	130.90603
			23110		2019	31	53	10.1	130	56	2.1	31.88614	130.93392
			23111		2019	31	53	10.3	130	56	19.9	31.88620	130.93885
			23112		2019	31	53	19.5	130	56	55.4	31.88875	130.94872
		小池北側	23113		2019	31	53	4.5	130	57	23.8	31.88458	130.95661
		高千穂峰東	23114		2019	31	53	9.9	130	55	20.1	31.88608	130.92224
希少個体群保護林	若杉山スギ		40501		2013	33	36	5.6	130	32	36.3	33.60155	130.54342
			40502		2013	33	36	4.1	130	31	57.9	33.60113	130.53275
	唐泉山スダジイ遺伝資源		30401		2014	33	6	29.0	130	2	11.7	33.10806	130.03658
			30402		2014	33	6	23.3	130	2	12.6	33.10647	130.03683
	背振山ブナ等		40701		2014	33	25	52.5	130	22	5.7	33.43125	130.36825
			40702		2014	33	25	44.2	130	22	6.1	33.42894	130.36836
	置瀬スギ		40901		2014	32	58	8.3	130	1	35.3	32.96897	130.02647
			40902		2014	32	58	6.5	130	1	44.5	32.96847	130.02903
	置瀬ヒバ		41001		2014	32	58	25.3	130	2	53.7	32.97369	130.04825
			41501		2013	33	0	23.7	130	56	36.0	33.00659	130.94333
	水源スギ等		41502		2013	33	0	24.7	130	56	30.6	33.00685	130.94182
			30701 (9431501)	●	2019	32	52	4.6	130	58	37.3	32.86794	130.97702
	北向山コナラ等遺伝資源		30702 (9431502)	●	2019	32	52	0.8	130	58	59.6	32.86688	130.98323
			30703 (9431503)	●	2019	32	52	3.7	130	59	1.7	32.86770	130.98381
			41601		2013	32	49	0.6	130	39	1.8	32.81682	130.65049
	金峰山スギ等		41602		2013	32	49	1.8	130	38	59.3	32.81717	130.64981
			42101		2019	32	18	42.7	131	6	1.8	32.31186	131.10050
	市房モミ等		42102		2019	32	18	39.5	131	5	43.7	32.31097	131.09547
			1		2019	32	18	54.4	131	5	12.9	32.31511	131.08692
	市房ツガ等遺伝資源		2		2019	32	18	53.4	131	5	11.6	32.31483	131.08656
			3		2019	32	18	51.4	131	5	12.3	32.31428	131.08675
			1		2019	32	19	3.5	131	4	18.2	32.31764	131.07172
	市房ゴシツバメシジミ		2		2019	32	19	0.6	131	4	27.1	32.31683	131.07419
			1		2019	33	5	48.2	130	54	46.4	33.09672	130.91289
	兵戸山モミ等遺伝資源		2		2019	33	5	45.1	130	54	40.4	33.09586	130.91122
			31901 (9451508)	●	2019	32	21	7.8	131	12	5.2	32.35216	131.20146
	樫葉アカマツ等遺伝資源		31902		2019	32	21	12.8	131	11	57.0	32.35356	131.19917
			31903		2019	32	21	15.3	131	11	46.1	32.35424	131.19614
			32101 (9451509)	●	2019	32	17	19.1	131	22	41.0	32.28864	131.37806
	尾鈴アカマツ等遺伝資源		32102		2019	32	17	21.3	131	22	43.3	32.28925	131.37869
			42301 (9451510)	●	2019	32	16	48.8	131	25	49.3	32.28023	131.43037
	尾鈴コウヤマキ		42302		2019	32	16	51.2	131	25	44.8	32.28089	131.42911
			1 (9451521)	●	2019	31	52	40.2	131	16	53.4	31.87783	131.28149
	糖尻ツブラジイ等遺伝資源		2		2019	31	52	41.6	131	16	57.6	31.87822	131.28267
			1 (9451522)	●	2019	31	54	39.9	131	17	18.2	31.91109	131.28840
			2		2019	31	54	34.6	131	17	24.7	31.90961	131.29019
			3		2019	31	54	27.6	131	17	43.3	31.90767	131.29536
			4		2019	31	54	25.4	131	17	50.0	31.90706	131.29722
	重永カヤ等遺伝資源		1	●		32	8	1.3	131	3	42.0		
			2		2018	32	8	5.8	131	3	41.7	32.13494	131.06159
			3		2018	32	8	6.0	131	3	44.1	32.13501	131.06224
	川添タブノキ等遺伝資源		32901 (9461501)	●	2019	31	58	32.1	130	47	18.6	31.97558	130.78849
			32902		2019	31	58	6.2	130	47	15.5	31.96839	130.78764
			32903		2019	31	58	20.5	130	47	13.0	31.97236	130.78694
	種子島ヤクタネゴヨウ等		43401		2019	30	37	54.4	131	0	36.1	30.63178	131.01003
			43402		2019	30	37	53.9	131	0	41.1	30.63164	131.01142
			44001		2019	30	36	39.0	131	1	43.7	30.61083	131.02880
			44002		2019	30	36	35.6	131	1	47.2	30.60988	131.02976
	瀬切川ヤクタネゴヨウ		1 (PL3)		2019	30	19	23.2	130	24	33.7	30.32311	130.40936
			2 (PL4)		2019	30	19	42.8	130	24	38.9	30.32856	130.41080

植生保護柵位置図

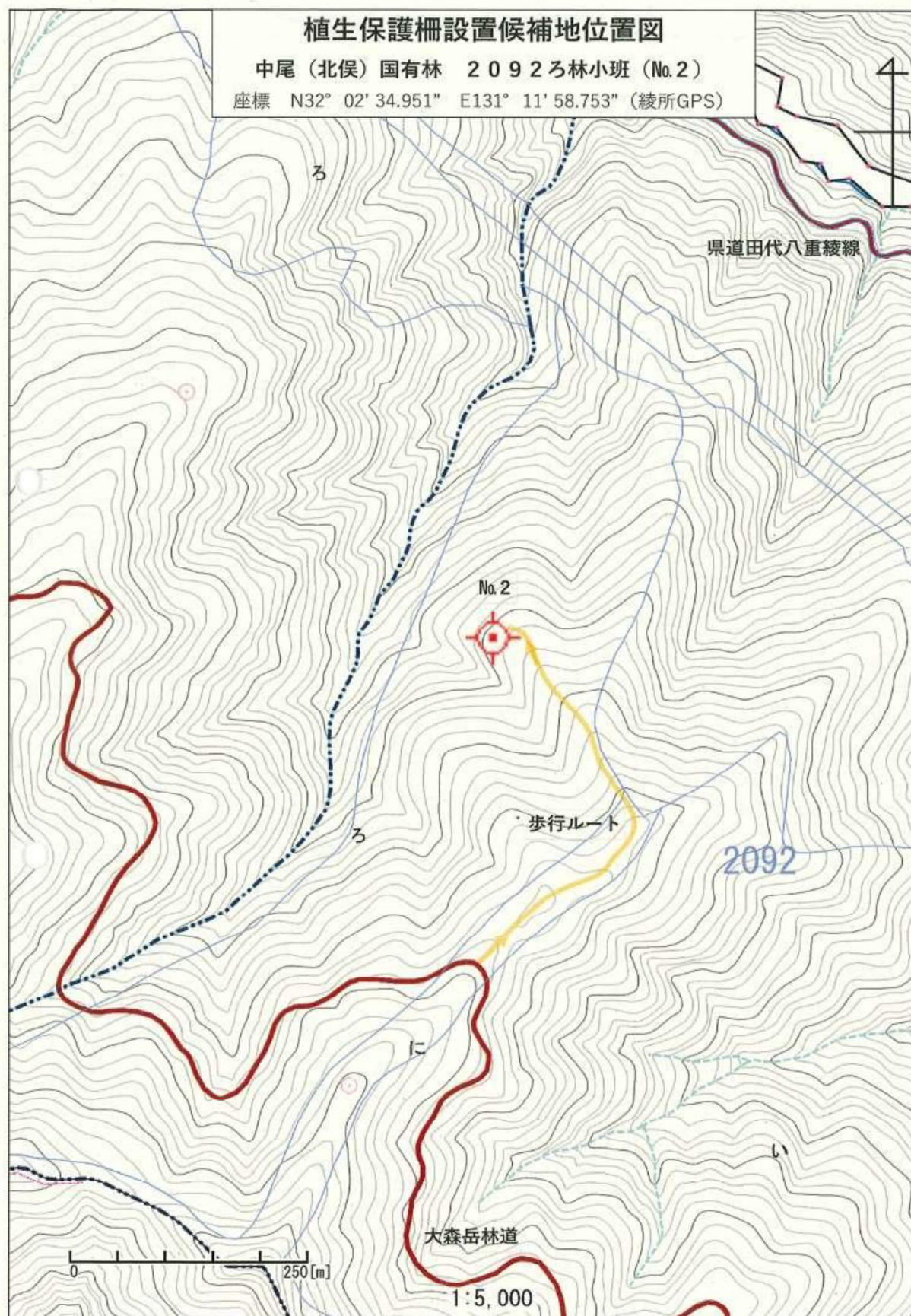
(1) 綾森林生態系保護地域

ア. 中尾（北俣）国有林 2092ろ林小班 (令和6年度設置2箇所)



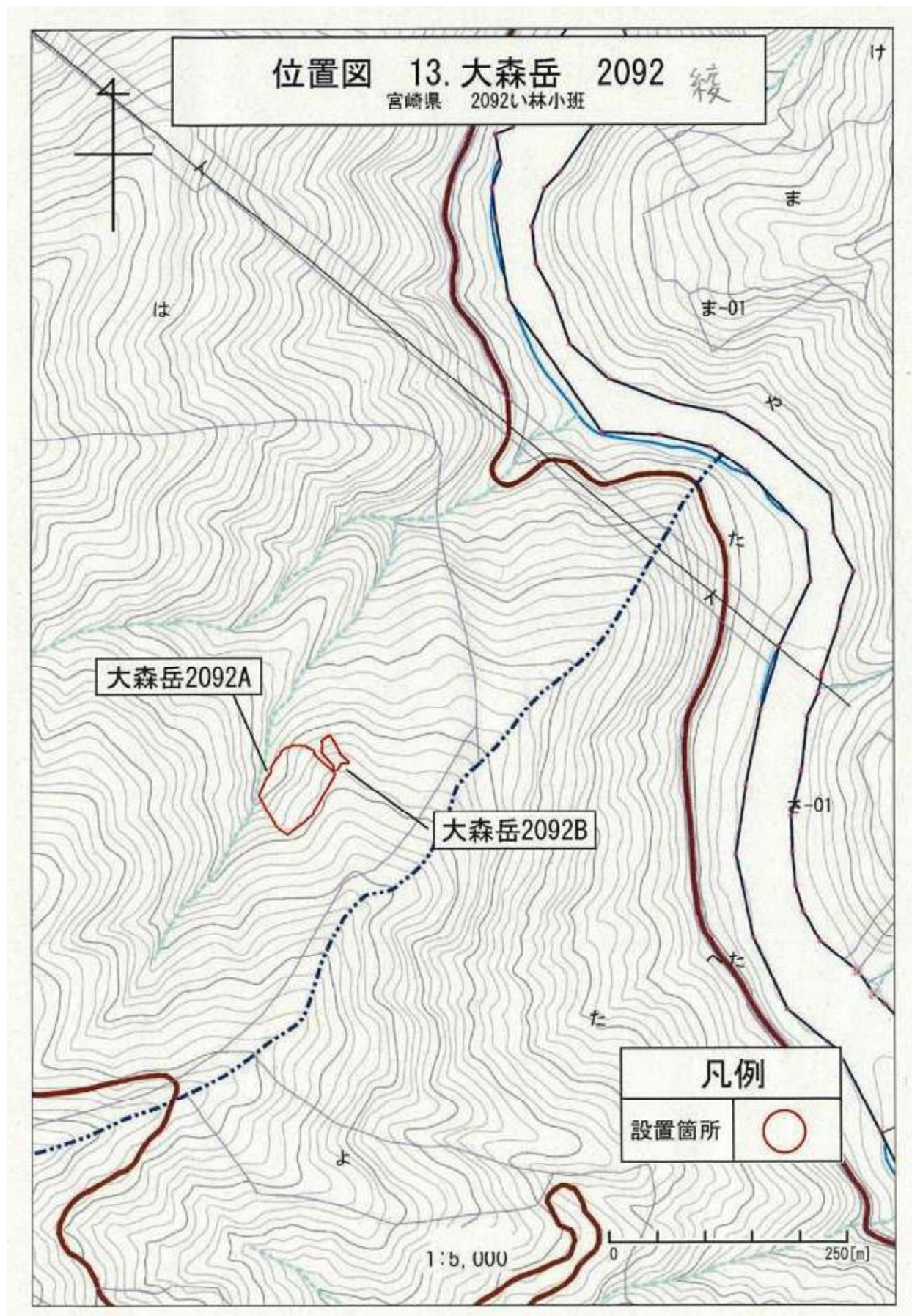
(1)綾森林生態系保護地域

ア. 中尾（北俣）国有林 2092ろ林小班 （令和6年度設置2箇所）



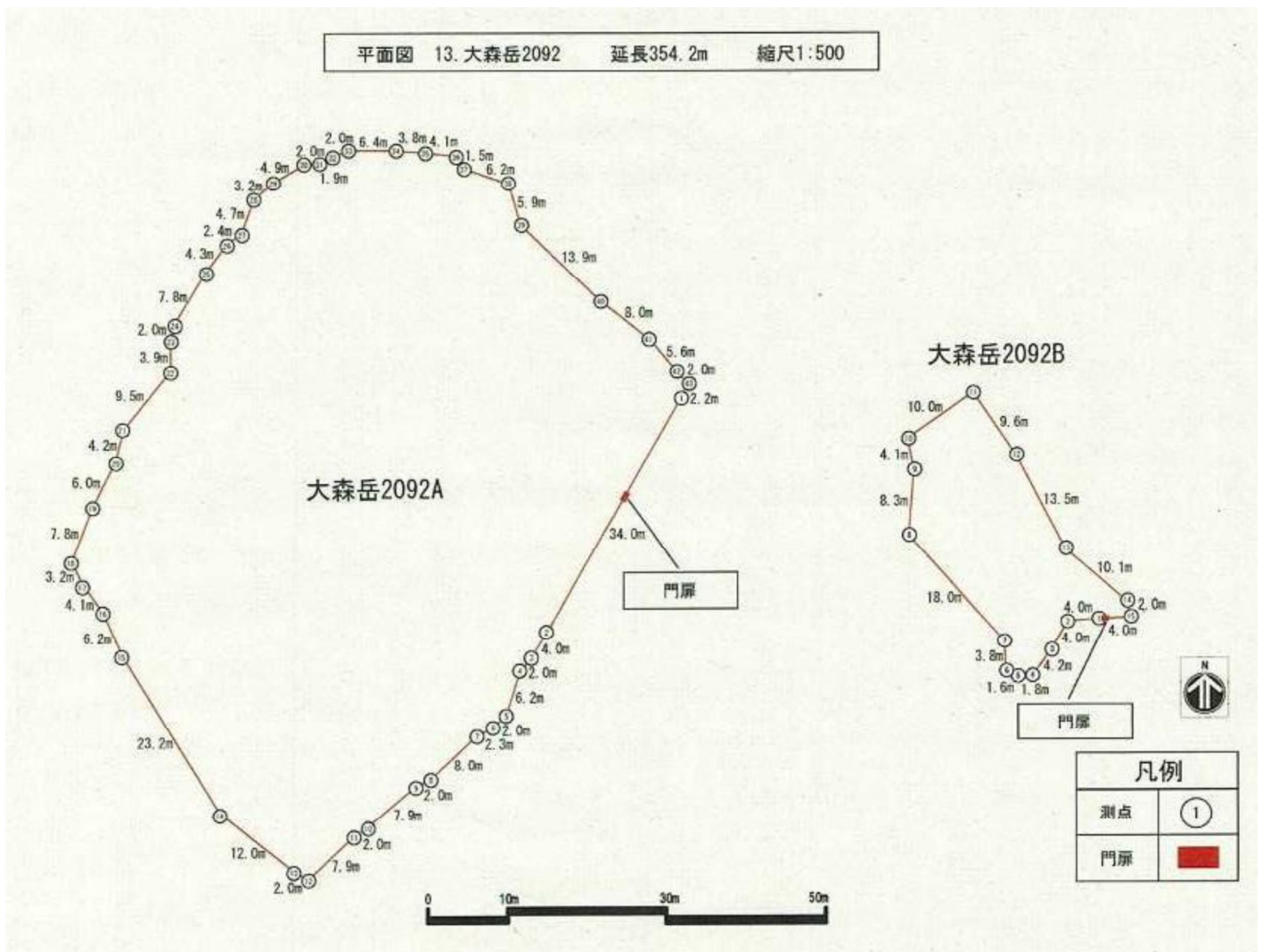
(1)綾森林生態系保護地域

イ. 中尾（北俣）国有林 2092 い林小班 （平成23年度設置 2 箇所）



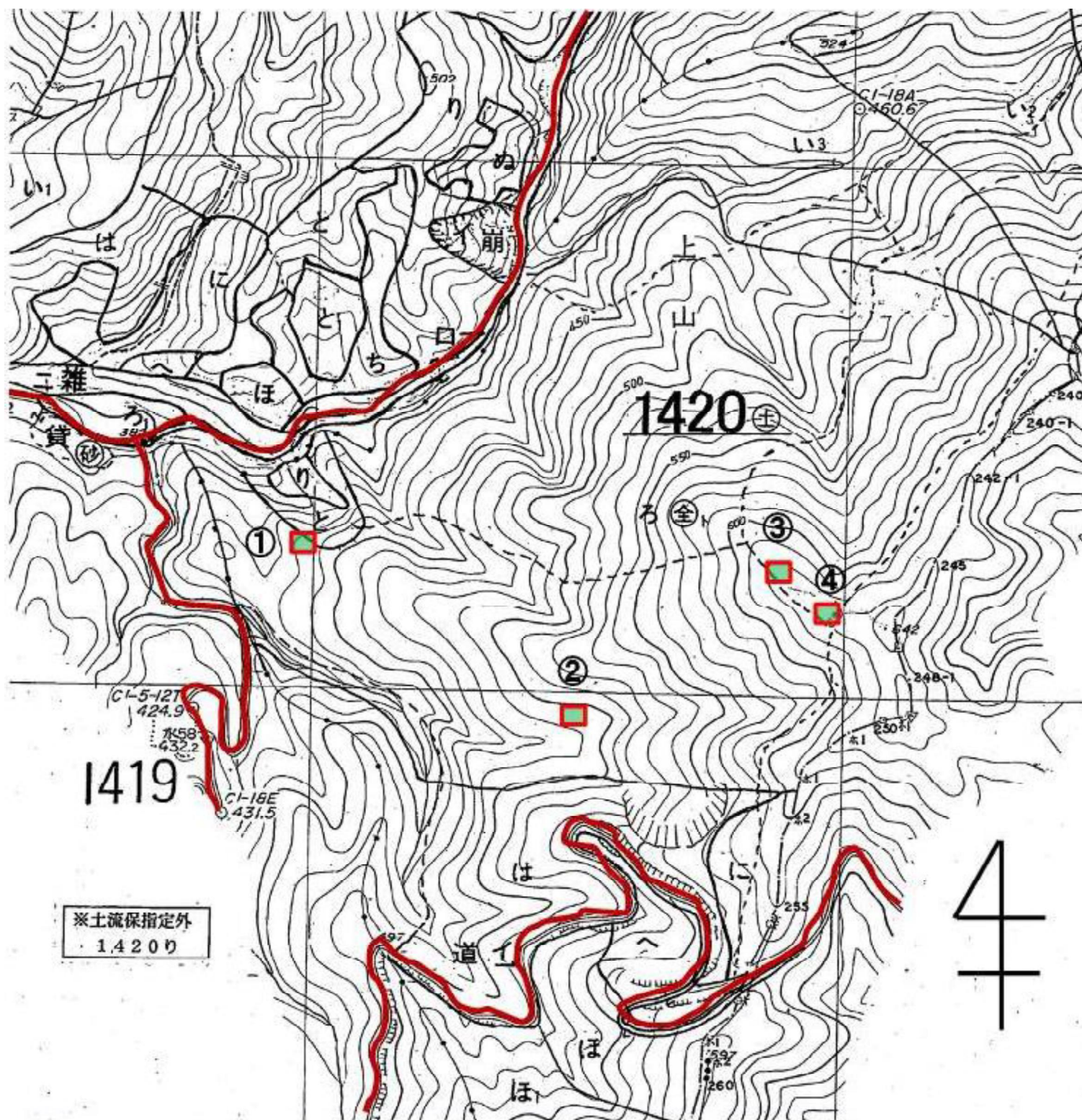
(1) 綾森林生態系保護地域

イ. 中尾（北俣）国有林 2092 い林小班 （平成23年度設置 2 箇所）



(2)久木野アカガシ等遺伝資源希少個体群保護林

ア. 上山国有林1420ろ林小班 (令和3年度設置4箇所)



凡例

設置箇所



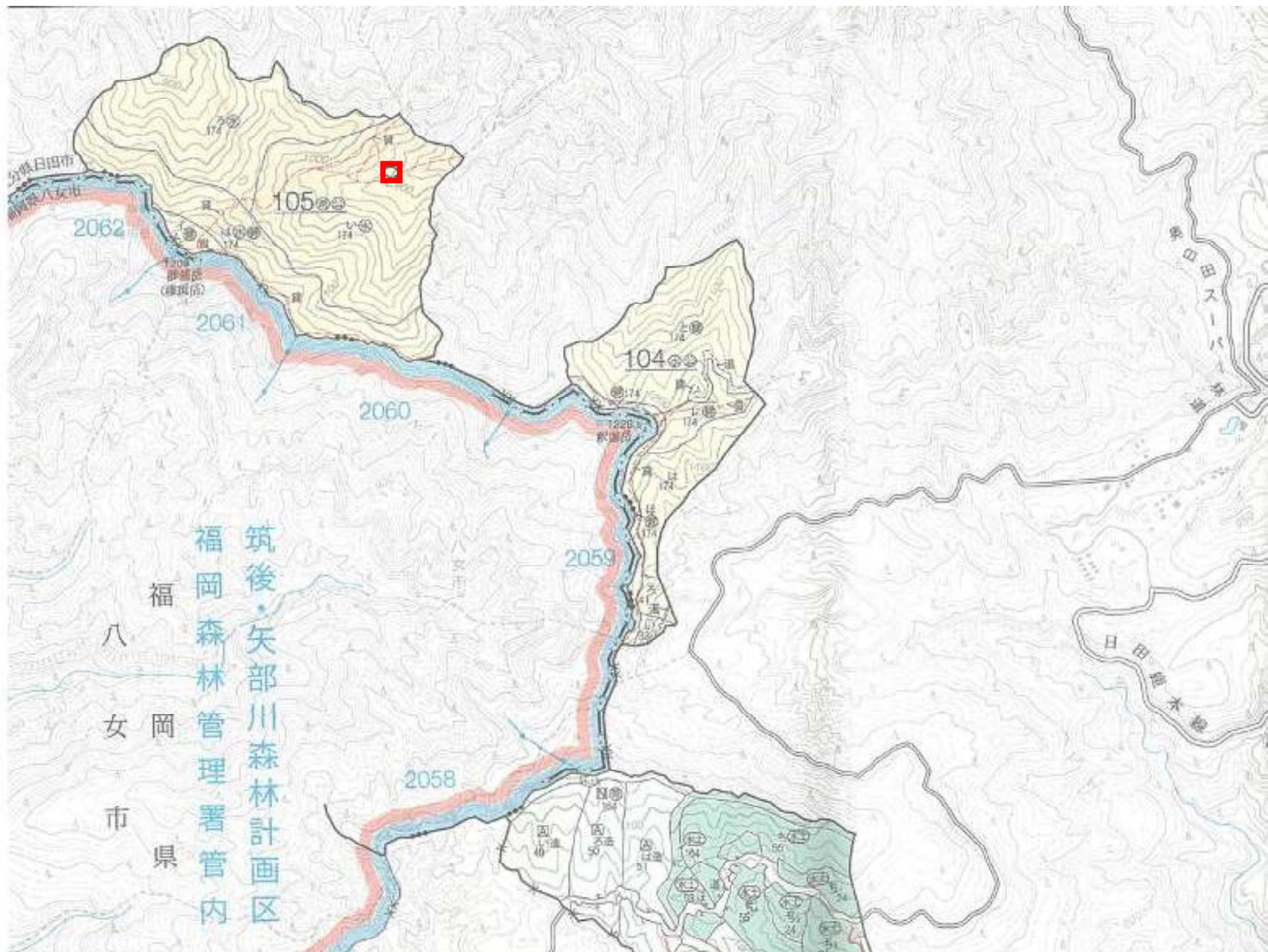
林道等



(3)権現岳シオジ等遺伝資源希少個体群保護林

ア. 権現岳国有林 105 林班 (令和3年度設置1箇所)

大分西部森林計画区 大分西部森林管理署管内



九州森林管理局保護林管理委員会運営要領

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1の規定に基づき九州森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、管理委員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2 所掌

管理委員会は、九州森林管理局管内の保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。

また、緑の回廊の設定、変更、管理及びモニタリング等について、木材産業、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から検討を行う。

第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から九州森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 九州森林管理局長は、管理委員会の求めに応じて委員会の下に専門的な検討を行うための部会を設置することができる。なお、部会の運営要領については、別途定めることとする。

第4 運営

- 1 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は議事を運営する。
- 3 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 委員長は、部会が設置されている場合には、必要に応じて部会の委員の出席を求めることができる。
- 5 委員長は、議事の運営上必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くなど、必要な協力を求めることができる。
- 6 管理委員会の議事は、原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 7 管理委員会の議事概要については、九州森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

管理委員会に関する庶務は、九州森林管理局計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附則 この要領は、平成28年10月21日から施行する。

附則 この要領は、令和3年11月12日から施行する。